

キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

- (1) 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。）について当組合所定の方法により発行したキャッシュカード（以下「カード」という。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
- ① 当組合および当組合がオンライン現金自動入金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」という。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」という。）を利用して普通預金に預入れをする場合。
 - ② 当組合および当組合がオンライン現金自動出金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」という。）を利用して普通預金の払戻しをする場合。
 - ③ 当組合および支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動出金機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」という。）の自動振込機（振込を行うことができる自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」という。）を利用して普通預金の振替により預金を払戻し、振込の依頼をする場合。
 - ④ 当組合の預金機および支払機を利用して当組合の普通預金口座から振替により預金を払戻し、同時に当組合所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合。
 - ⑤ その他当組合所定の取引をする場合。
- (2) カードは、当組合および預入提携先・支払提携先・振込提携先（以下「各提携先」という。）所定の時間帯に限り利用することができます。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を利用して預金を預入れるときは、預金機に通帳またはカードを挿入し、画面表示等の操作手順に従って現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合又は預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合又は預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を利用して預金を払戻すときは、支払機にカードを挿入し、画面表示等の操作手順に従って暗証番号と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書

および通帳の提出は必要ありません。

- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または支払提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内（カードを挿入して行う支払機による払戻しは、書面その他の当組合所定の方法により申出をうけ、当組合が承認した場合は、当組合が承認した金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) 支払機を利用して現金を払戻す場合に、払戻請求額と後記6（2）に規定する出金に関する支払機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超える場合はその払戻しはできません。

4.（振込機による振込）

- (1) 振込機を利用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機にカードを挿入し、画面表示等の操作手順に従って暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書および通帳の提出は必要ありません。
- (2) 振込機による振込は、振込機の機種により当組合または振込提携先所定の金額単位とし、1回あたりの振込は、当組合または振込提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内（カードを挿入して行う振込機による振込は、書面その他の当組合所定の方法により申出をうけ、当組合が承認した場合は、当組合が承認した金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) 振込機を利用して振込を依頼する場合に、振込金額と後記6（2）に規定する、預金払戻しに関する振込機利用手数料金額、および6（4）に規定する振込手数料との合計額が、預金を払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超える場合はその振込はできません。

5.（預金機および支払機による振替）

- (1) 当組合の預金機および支払機を利用して、振替をする場合には、預金機および支払機の画面表示等の操作手順に従って、預金機および支払機に払戻口座のカードおよび預入口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号と振替金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および預入口座の入金票の提出は不要です。
- (2) 前記（1）の操作においては、預金機および支払機の画面に表示された振替依頼内

容等を確認のうえ、確認操作をしてください。確認操作されたあとは、預金機および支払機による振替の訂正・取消はできません。取消が必要な場合には、窓口営業時間内に当組合の窓口にご相談ください。

- (3) 預金機および支払機による1回および1日あたりの振替は、当組合の定めた金額の範囲内とします。

6. (預入・支払・振込手数料等)

- (1) 預入提携先の預金機を利用して預金の預入れを行う場合には、預入提携先所定の預金機利用に関する手数料(以下「預入手数料」という。)をいただきます。
- (2) 支払または振込提携先の支払機または振込機を使用して預金を払戻す場合には、支払または振込提携先所定の支払機または振込機利用に関する手数料(以下「支払手数料」という。)をいただきます。
- (3) 預入または支払手数料は、預金の預入れ時又は払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、その預入れ又は払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。なお、各提携先の預入または支払手数料は、当組合から各提携先に支払います。ただし、当分の間、預入または支払手数料は当組合が負担し、利用した翌月の20日(20日が非営業日の場合はその直前の営業日)に当該預金口座に一括返戻します。
- (4) 振込機を利用して振込を依頼する場合には、当組合および振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。なお、振込提携先の振込機利用による振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。
- (5) 前記(3)にかかわらず、この預金口座を、利用した翌月20日までに解約した場合は、預入または支払手数料は返戻しません。

7. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り当組合の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当組合の払戻請求書に氏名、口座番号、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。当組合所定の方法にて暗証番号を入力し、届出の暗証番号と一致を確認のうえ取扱います。

- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記(2)(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (5) 停電、故障等により当組合の預金機および支払機による振替の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記(2)(3)によるほか入金票および当組合所定の入金先口座の通帳を提出することにより振替をすることができます。

8. (カードによる取引金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、預入または支払手数料、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の預入機・支払機・振込機で使用された場合、または、当組合の窓口等に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。なお預入れた金額、払戻した金額と預入手数料金額、支払手数料金額についてそれぞれの金額を分けて通帳に記入します。

9. (暗証照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。また、暗証番号は生年月日、電話番号、住所、連続番号、同一番号など他人に知られやすい番号は避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当組合が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当組合が交付したのものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうちは、カードまたは暗証番号につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合および預入提携先・支払提携先・振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当組合の責任については、後記11、12および13によります。
- (3) 当組合の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認し、取扱いしましたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任についてはこの限りではありません。

10. (カードの紛失、盗難、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、盗難、紛失により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を行います。この届出の前に生じた損害については、後記11、12および13に定める場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前に、カードを失った旨の電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに当組合所定の方法により当組合に届出てください。
- (3) 氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。暗証番号については、当組合の預金機・支払機・振込機にカードを挿入し、現に使用している暗証及び新たに使用する暗証番号を入力することにより変更することができます。なお、この場合も生年月日・電話番号・住所・連続番号・同一番号など他人に知られやすい番号は避けてください。この届出の前に生じた損害については、後記11、12および13に定める場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (4) カードの盗難、紛失等の場合におけるカードの再発行は、当組合の所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

11. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 偽造または変造カードによる支払機または振込機を使用した払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
- (2) 前項の場合本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

12. (盗難カード等による払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた支払機または振込機による払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - ②当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を不正使用され生じた預金機または振込機による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には当組合は補てん責任を負いません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - イ 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - ウ 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ②戦争、災害、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13. (預金契約に基づき行う借入れの場合の準用)

- (1) 前記11および12は、預金者が、当組合との間において締結した預金契約にもとづき行う、支払機または振込機による金銭の借入れに適用します。この場合、前記12(2)の適用においては、前記12(1)各号に該当することを条件として、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該借入れ（手数料や利息を含

みます。)について、当組合はその支払いを請求しないものとします。ただし、当該借入れが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合が支払いを求めることができない金額は、当該借入れに係る額の4分の3に相当する金額とします。

- (2) 前記12(3)の場合、または前記12(4)各号のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、前記(1)の規定は適用しないものとします。

14. (団体名義口座のカードの取扱い等について)

- (1) 団体名義の普通預金口座について発行したカードは、預入・支払・振込提携先の預金機・支払機・振込機を利用することができません。
- (2) 前記11、12および13は当組合と普通預金契約を締結する個人で、名義の如何にかかわらず個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。

15. (預金機・支払機・振込機の誤入力等)

預金機・支払機・振込機の利用に際し、届出の暗証番号、金額等の誤入力または預金機・支払機・振込機の誤操作等より発生した損害については、当組合、預入・支払・振込提携先は責任を負いません。

16. (解約等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当組合に返却してください。なお、当組合普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合の請求によりカードを返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合の所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ① 後記17(2)に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別に定める一定期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合
 - ④ その他、カードの利用の停止を必要とする相当の事由が生じた場合

17. (カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止)

- (1) カードの所有権は、当組合に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードは、他人に譲渡・質入れその他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、振込規定、その他カード取引にかかる該当定期預金規定等により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には振込提携先の定めにより取扱います。

19. (この規定の変更等)

- (1) この規定の各条項および前記 16 (3) ②に基づく期間その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際さだめる 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。